

民生委員、児童委員

○民生委員、児童委員とは

民生委員は、担当区域内の実情を把握しながら、生活困窮者、高齢者、心身障害者、母子父子家庭など、支援を必要とする方々の生活に関する相談に応じ、援助をおこなっています。また、児童委員を兼ねています。

問い合わせ先 西宮市役所地域共生推進課 0798-35-3021

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。